

(証券コード 3234)  
平成21年9月18日

投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号  
森ヒルズリート投資法人  
執行役員 森 寛

### 第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成21年10月8日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

※規約第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

#### 記

1. 日 時 平成21年10月9日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー 49階  
「六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員2名選任の件
- 第3号議案 監督役員3名選任の件

以 上

---

**【お願い】** ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**【ご案内】** ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴う投資証券等の電子化に対応するために、必要な字句の修正等を行うものであります。（現行規約第6条、第8条及び変更案第31条第6項）
- (2) 電磁的方法による投資主総会の招集に関する手続を明確化するために、必要な規定の新設を行うものであります。（変更案第9条第4項）
- (3) 書面による議決権の行使に関する手続を明確化するために、必要な字句の修正を行うものであります。（現行規約第13条第1項）
- (4) 「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）の改正に伴い、投資法人に係る課税の特例の要件の定義の一部が変更されたこと、同特例の適用を受けるための要件の一つである借入先の定義が変更されたこと及び投資法人の合併時の税務上の特例を受けるための要件の新設等があったことを受けて、必要な規定の新設その他必要な字句の修正等を行うものであります。（変更案第30条第6項、現行規約第35条第1項及び第37条第1号②）
- (5) 「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成19年政令第233号）の施行に伴う「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）の改正を受けて、建物の賃借権を信託する信託受益権を投資対象に含めるために、必要な字句の修正等を行うものであります。（現行規約第31条第2項第5号、第34条第1項第2号及び同条第2項第2号）
- (6) 東京証券取引所が定める有価証券上場規程が改正されたことに伴い、本投資法人に必要又は有用と認められる資産への機動的な投資を可能とするために運用資産の対象の変更を行うものであります。（現行規約第31条第5項第6号及び第34条第3項）
- (7) その他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更等条文の整備のために必要な字句の修正等を行うとともに、実態と齟齬のある規定の削除、概念の整理並びに表現の変更、統一及び明確化その他の整理等を行うものであります。

## 2. 変更内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり、本投資主総会の承認可決をもって改めようとするものであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条 (投資口の取扱いに関する事項)            本投資法人が発行する<u>投資証券の種類、投資主名簿(証券保管振替制度による実質投資主(以下「実質投資主」という。)に関する名簿(以下「実質投資主名簿」という。))を含む。以下同じ。)</u>への記載又は記録、<u>投資証券の再発行</u>その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</p>	<p>第6条 (投資口の取扱いに関する事項)            本投資法人の投資主名簿への記載又は記録その他の<u>投資口に関する取扱いの手続</u>及びその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定め<u>た投資口取扱規則</u>による。</p>
<p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し)            本投資法人は、<u>投資主(実質投資主を含む。以下同じ。)</u>の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>	<p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し)            本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>
<p>第9条 (投資主総会の招集)            1. (記載省略)            2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定める順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を受けて、これを招集する。            3. (記載省略)            (新設)</p>	<p>第9条 (投資主総会の招集)            1. (現行どおり)            2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定め<u>た</u>順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を受けて、これを招集する。            3. (現行どおり)            4. <u>執行役員は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、投資主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。</u></p>
<p>第10条 (投資主総会の議長)            投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定め<u>る</u>順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定め<u>る</u>順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p>	<p>第10条 (投資主総会の議長)            投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定め<u>た</u>順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において予め定め<u>た</u>順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <p>1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、<u>投資主総会ごとにその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない</u>。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人に選任された投資主は、本投資法人に対し、予めその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <p>1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。<u>この場合においては、当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会ごとにその代理権を証明する書面を予め本投資法人に提出しなければならない</u>。</p> <p>2. 前項の投資主又は代理人に選任された投資主は、代理権を証明する書面の提出に代えて、<u>当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる</u>。この場合において、代理権を証明する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人に選任された投資主は、本投資法人に対し、予めその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>
<p>第13条 (書面による議決権の行使)</p> <p>1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる</u>。</p> <p>2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第13条 (書面による議決権の行使)</p> <p>1. <u>書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)に必要な事項を記載し、法令で定める時まで</u>に当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</p> <p>2. <u>前項の定めにより書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する</u>。</p>
<p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の定めにより電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第16条 (基準日)  本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従い<u>予め公告して定める基準日</u>における最終の投資主名簿に記載され又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とするができる。</p>	<p>第16条 (基準日)  本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従い<u>予め公告し、一定の日</u>における最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とするができる。</p>
<p>第19条 (役員を選任及び任期)  1. (記載省略)  2. 役員任期は、選任後2年とする。但し、<u>補欠として又は増員のために選任された役員</u>の任期は、<u>前任者又は先任者の残存任期</u>と同一とする。</p>	<p>第19条 (役員を選任及び任期)  1. (現行どおり)  2. 役員任期は、選任後2年とする。但し、<u>補欠又は増員のために選任された役員</u>の任期は、<u>前任者又は在任者の残存任期</u>と同一とする。</p>
<p>第20条 (役員報酬の支払基準)  本投資法人の役員報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。  (1) <u>各執行役員</u>の報酬は、一人当たり月額100万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、<u>毎月、</u>当月分を当月末日までに支払う。  (2) <u>各監督役員</u>の報酬は、一人当たり月額50万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、<u>毎月、</u>当月分を当月末日までに支払う。</p>	<p>第20条 (役員報酬の支払基準)  本投資法人の役員報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。  (1) <u>執行役員</u>の報酬は、一人当たり月額100万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、<u>毎月、</u>当月分を当月末日までに支払う。  (2) <u>監督役員</u>の報酬は、一人当たり月額50万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、<u>毎月、</u>当月分を当月末日までに支払う。</p>
<p>第22条 (役員会の招集及び議長)  1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>予め定め</u>る順序に従い執行役員1名がこれを招集し、<u>その議長となる。</u>  2. <u>役員会の招集通知</u>は、<u>会日の3日前までに、全役員</u>に対して発する。但し、<u>全役員</u>の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>	<p>第22条 (役員会の招集)  1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>予め定め</u>た順序に従い執行役員1名 (<u>以下「役員会招集権者」という。</u>) がこれを招集する。  2. <u>役員会招集権者</u>は、<u>役員会の日</u>の3日前までに、<u>各役員</u>に対して<u>役員会の招集通知</u>を発する。但し、<u>役員</u>の<u>全員</u>の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第25条 (役員会規程) 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるものの他、役員会において定める役員会規程による。</p>	<p>第25条 (役員会規程) 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めがある場合の他、役員会において定めた役員会規程による。</p>
<p>第27条 (会計監査人の任期) 1. (記載省略) 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>第27条 (会計監査人の任期) 1. (現行どおり) 2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>第30条 (投資方針) 1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. (記載省略) 4. (記載省略) 5. (記載省略) (新設)</p>	<p>第30条 (投資方針) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち</u>に占める<u>租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。)</u>第22条の19に定める<u>不動産等の価額の割合を100分の70以上となるように資産運用を行うものとする。</u></p>
<p>第31条 (資産運用の対象とする、(i)特定資産の種類、目的及び範囲並びに(ii)特定資産以外の資産の種類) 1. (記載省略) 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 (1) (記載省略) (2) (記載省略) (3) (記載省略) (4) <u>地役権</u> (5) <u>不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権</u> (不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。) (6) <u>信託財産を主として第1号乃至第5号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>	<p>第31条 (資産運用の対象とする、(i)特定資産の種類、目的及び範囲並びに(ii)特定資産以外の資産の種類) 1. (現行どおり) 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (削除) (4) <u>不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権</u> (不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。) (5) <u>信託財産を主として第1号乃至第3号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) 匿名組合出資持分（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第8号に定めるもの）のうち、当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（<u>有価証券（投信法施行令第3条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(8) 信託財産を主として第7号に掲げる匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) （記載省略）</p> <p>(2) 資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券</p> <p>(3) 投信法第2条第7項に<u>規定する</u>受益証券</p> <p>(4) 投信法第2条第15項に<u>規定する</u>投資証券</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産関連資産の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) （記載省略）</p> <p>(2) （記載省略）</p> <p>(3) （記載省略）</p> <p>(4) （記載省略）</p> <p>(5) 金銭債権（<u>第4号及び第10号に該当するものを除く。投信法施行令第3条第7号に定めるものをいう。</u>）</p>	<p>(6) 匿名組合出資持分（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第8号に定めるものをいう。<u>以下同じ。</u>）のうち、当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分</p> <p>(7) 信託財産を主として第6号に掲げる匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（<u>前項第4号、第5号及び第7号に定める資産に投資するものを除く。</u>）</p> <p>(3) 投信法第2条第7項に<u>定める</u>受益証券</p> <p>(4) 投信法第2条第15項に<u>定める</u>投資証券</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産関連資産の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) （現行どおり）</p> <p>(3) （現行どおり）</p> <p>(4) （現行どおり）</p> <p>(5) 金銭債権（<u>投信法施行令第3条第7号に定めるものをいう。</u>）</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) <u>匿名組合出資持分（投信法施行令第3条第8号に定めるもの）のうち、第2項第7号に掲げるものを除いたもの（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>(7) 実質的に不動産等に投資（間接的に不動産等に投資することを目的とするものを含む。）することを目的とした、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。その後の改正を含む。）に規定する特例有限会社の<u>出資持分</u>、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に規定する合同会社の<u>出資持分</u>、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。その後の改正を含む。）に規定する投資事業有限責任組合の<u>出資持分</u>、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号。その後の改正を含む。）に規定する有限責任事業組合その他の法人等の出資持分（有価証券に該当するものに限る。）</p> <p>(8) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。<u>以下同じ。</u>）第667条に規定する組合の<u>出資持分</u>（但し、不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を出資することにより設立され、その賃貸、運用又は管理等を目的としたものに限る。）（有価証券に該当するものに限る。）</p> <p>(9) 前各号、第10号及び第5項第1号乃至第3号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(10) （記載省略）</p>	<p>(6) 匿名組合出資持分のうち、第2項第<u>6号</u>に掲げるものを除いたもの</p> <p>(7) 実質的に不動産等に投資（間接的に不動産等に投資することを目的とするものを含む。）することを目的とした、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。その後の改正を含む。）に<u>定める</u>特例有限会社の<u>株式</u>、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に<u>定める</u>合同会社の<u>社員権</u>、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。その後の改正を含む。）に<u>定める</u>投資事業有限責任組合契約に係る<u>出資の持分</u>、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号。その後の改正を含む。）に<u>定める</u>有限責任事業組合契約に係る<u>出資の持分</u>その他の法人等の<u>出資の持分</u>（有価証券（投信法施行令第3条第1号に定めるものをいう。<u>以下同じ。</u>）に該当するものに限る。）</p> <p>(8) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）（<u>以下「民法」という。</u>）第667条に<u>定める</u>組合契約に係る<u>出資の持分</u>（但し、不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を出資することにより設立され、その賃貸、運用又は管理等を目的としたものに限る。）（有価証券に該当するものに限る。）</p> <p>(9) 前各号、第10号及び第5項第1号乃至第4号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(10) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>5. 本投資法人は、不動産等への投資に付随する以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(1) 特定の不動産に付随する商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）第18条第1項に<u>規定する</u>商標権、温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利<u>及び中間法人法（平成13年6月15日法律第49号。その後の改正を含む。）に基づく中間法人の社員たる地位</u></p> <p>(2) （記載省略）</p> <p>(3) 動産（民法で<u>規定されるもの</u>のうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加されたものをいう。） （新設）</p> <p>(4) 資産流動化法第2条第6項に<u>規定する</u>特定出資（実質的に不動産等に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。）</p> <p>(5) （記載省略） （新設）</p> <p>(6) その他不動産等の運用に付随する<u>もので、当該不動産と併せて取得することが適当と株式会社東京証券取引所が認める権利及び資産</u> （新設）</p>	<p>5. 本投資法人は、不動産等への投資に付随する以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(1) 特定の不動産に付随する商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）第18条第1項に<u>定める</u>商標権、温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利<u>並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含む。）に基づく一般社団法人の社員たる地位及び同法に基づく基金拠出者たる地位</u></p> <p>(2) （現行どおり）</p> <p>(3) 動産（民法で<u>定めるもの</u>のうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加されたものをいう。）</p> <p>(4) 地役権</p> <p>(5) 資産流動化法第2条第6項に<u>定める</u>特定出資（実質的に不動産等に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。）</p> <p>(6) （現行どおり）</p> <p>(7) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u></p> <p>(8) その他不動産等の運用に付随して取得が必要となる権利及び資産</p> <p>6. 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「<u>金融商品取引法</u>」という。）第2条第2項に<u>定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、本条第2項から第5項を適用するものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第33条 （組入資産の貸付けの目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産等以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）を、原則として賃貸（駐車場、看板等の設置等を含む。）するものとする。なお、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については、当該信託の受託者に、第三者との間で賃貸借契約を締結させ<u>貸付ける</u>ものとする。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. 本投資法人は、運用資産に属する不動産（<u>本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。</u>）以外の運用資産の貸付けを行うことがある。</p>	<p>第33条 （組入資産の貸付けの目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産等以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）を、原則として<u>第三者との間で賃貸借契約を締結して賃貸</u>（駐車場、看板等の設置等を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）するものとする。なお、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については、当該信託の受託者に、第三者との間で賃貸借契約を締結させて<u>賃貸する</u>ものとする。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付けを行うことがある。</p>
<p>第33条の2（資産評価の原則）</p> <p>本投資法人は、運用資産の評価に際しては、評価結果の信頼性を確保するために、継続性の原則を遵守して、投資主の利益のために慎重かつ忠実に<u>かかる業務</u>を行うものとする。</p>	<p>第33条の2（資産評価の原則）</p> <p>本投資法人は、運用資産の評価に際しては、評価結果の信頼性を確保するために、継続性の原則を遵守して、投資主の利益のために慎重かつ忠実に<u>評価</u>を行うものとする。</p>
<p>第34条 （資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って運用資産を評価する。本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資対象資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下の<u>規定</u>に従うものとする。</p>	<p>第34条 （資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って運用資産を評価する。本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資対象資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下の<u>定め</u>に従うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 第31条第2項第1号乃至第<u>4</u>号に定める不動産、不動産の賃借権、<u>地上権及び地役権</u>  取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。但し、定額法を採用することが、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと判断できる場合に限り、他の評価方法に変更することができるものとする。</p> <p>(2) 第31条第2項第<u>5</u>号に定める不動産、<u>土地の賃借権、地上権又は地役権</u>を信託する信託の受益権  信託財産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 第31条第2項第<u>6</u>号に定める信託財産を主として第31条第2項第1号乃至第<u>5</u>号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権  信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>(1) 第31条第2項第1号乃至第<u>3</u>号に定める不動産、不動産の賃借権<u>及び</u>地上権  取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。但し、定額法を採用することが、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと判断できる場合に限り、他の評価方法に変更することができるものとする。</p> <p>(2) 第31条第2項第<u>4</u>号に定める不動産、<u>不動産の賃借権又は地上権</u>を信託する信託の受益権  信託財産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 第31条第2項第<u>5</u>号に定める信託財産を主として第31条第2項第1号乃至第<u>3</u>号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権  信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 第31条第2項第7号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が第1号乃至第3号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(5) 第31条第2項第8号に定める信託財産を主として第31条第2項第7号に掲げる匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について第4号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) 第31条第4項第4号に定めるデリバティブ取引に係る権利 ① (記載省略)</p>	<p>(4) 第31条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が第1号乃至第3号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(5) 第31条第2項第7号に定める信託財産を主として第31条第2項第6号に掲げる匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について第4号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 第31条第4項第4号に定めるデリバティブ取引に係る権利 ① (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>但し、上記①②にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとする。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、<u>土地</u>の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が第1号に掲げる資産については第1号に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>②取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>但し、上記①②にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとする。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が第1号に掲げる資産については第1号に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第36条に定める各決算期とする。但し、<u>第31条第3項及び第4項に定める資産</u>であって、市場価格に基づく価額で評価することのできる資産については、毎月末とする。</p>	<p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第36条に定める各決算期とする。但し、<u>第31条第3項、第4項及び第5項第8号に定める資産</u>であって、市場価格に基づく価額で評価することのできる資産については、毎月末とする。</p>
<p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業（同条第8項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。）又は同条第4項に規定する投資運用業を行うものに限る。）その他の財務省令で定めるものに限る。）からの借入れに限るものとする。</u></p>	<p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借<u>り</u>入れる場合は、<u>金融商品取引法第2条第3項第1号に定める適格機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第67条の15に定める機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。</u></p>
<p>第37条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第136条に定める利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、及び出資剰余金（出資総額等）並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。）とする。</u></p>	<p>第37条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第136条に定める利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益（決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額及び出資剰余金並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。）とする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②分配金額は、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を配当可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、<u>配当可能金額が配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、投信協会の規則に定められる金額を限度として本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。但し、この場合において、金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3ヶ月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) （記載省略） (5) （記載省略）</p>	<p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。）に定められる本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を配当可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、投信協会の規則に定められる金額を限度として本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。但し、この場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3ヶ月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数<u>又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数</u>に応じて分配する。</p> <p>(4) （現行どおり） (5) （現行どおり）</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第39条 （業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. （記載省略）</li> <li>2. （記載省略）</li> <li>3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が選任する一般事務受託会社に対し、当該各事務を委託することとする。</li> </ol>	<p>第39条 （業務及び事務の委託）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. （現行どおり）</li> <li>2. （現行どおり）</li> <li>3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が選任する一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</li> </ol>

## 第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員森寛は、平成21年10月15日をもって任期満了となります。また、任期途中で執行役員1名が辞任しました。つきましては、従前の執行役員2名体制に戻すべく、平成21年10月16日付をもってあらためて執行役員2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、平成21年9月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

なお、本議案における執行役員2名の任期は、本投資法人の規約第19条第2項の定めにより、選任される平成21年10月16日より2年間となります。

また、当該執行役員候補者から平成21年9月14日付で就任の承諾を得ております。

執行役員候補者は次のとおりであります。

※印は新任執行役員候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本投資法人の投資口数
1	もり 森 (昭和34年9月20日生) ひろし 寛	昭和57年4月 阪急電鉄株式会社 入社 平成11年6月 同社 総合企画室調査役 平成14年4月 阪急不動産株式会社 出向 経営統括室長 平成15年6月 同社 取締役経営統括室長 平成16年4月 阪急リート投信株式会社 出向 取締役財務企画部長 平成16年10月 同社 取締役財務企画部長兼 投資運用部長 平成19年4月 森ビル・インベストメントマ ネジメント株式会社 入社 平成19年6月 同社 代表取締役社長 (現 任) 平成19年10月 本投資法人 執行役員 (現 任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における 地位及び担当並びに重要な兼職	所有する 本投資法人 の投資口数
2 ※	さい とう とし ふみ 齋 藤 敏 文 (昭和28年10月30日生)	昭和52年4月 森ビル株式会社 入社 財務 センター 平成6年5月 フォレストオーバーシーズ株 式会社 出向 課長 平成8年4月 上海森茂国際房地產有限公司 出向 総経理 平成11年11月 六本木6丁目再開発組合事務 局 出向 課長 平成13年8月 フォレストオーバーシーズ株 式会社 出向 開発企画部 参事 平成17年4月 上海環球金融中心有限公司 出向 副総経理 平成19年12月 森大厦(上海)有限公司 出 向 副総経理 平成21年1月 森ビル株式会社 中国事業本 部 調査企画部 部長 平成21年9月 森ビル・インベストメントマ ネジメント株式会社 出向 業務管理ユニット担当執行役 員(現任)	0口

注1：森寛は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している森ビル・インベストメントマネジメント株式会社の代表取締役であります。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。なお、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

注2：齋藤敏文は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している森ビル・インベストメントマネジメント株式会社の業務管理ユニット担当執行役員であります。なお、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員3名は、平成21年10月15日をもって任期満了となります。つきましては、平成21年10月16日付をもって監督役員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における監督役員3名の任期は、本投資法人の規約第19条第2項の定めにより、選任される平成21年10月16日より2年間となります。

また、当該監督役員候補者から平成21年9月14日付で就任の承諾を得ております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本投資法人の投資口数
1	や ない のぼる 箭 内 昇 (昭和22年1月21日生)	昭和45年4月 株式会社日本長期信用銀行入社 昭和63年4月 同社 ニューヨーク支店副支店長 平成9年6月 同社 取締役営業第二部長 平成9年10月 同社 取締役新宿支店長 平成10年4月 同社 執行役員新宿支店長 平成10年9月 アローコンサルティング事務所 代表(現任) 平成15年6月 株式会社りそな銀行 取締役 平成15年6月 株式会社りそなホールディングス 取締役 平成18年2月 本投資法人 監督役員(現任)	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本投資法人の投資口数
2	小 杉 丈 夫 (昭和17年3月23日生)	昭和43年4月 大阪地方裁判所 判事補 昭和47年9月 釧路地方・家庭裁判所 判事補 昭和49年6月 松尾法律事務所 平成8年10月 金融法学会 監事(現任) 平成11年4月 船員中央労働委員会 公益委員 平成13年9月 日米法学会 理事(現任) 平成16年11月 弁護士法人松尾綜合法律事務所 社員弁護士(現任) 平成17年1月 船員中央労働委員会 会長代理 平成18年2月 本投資法人 監督役員(現任) 平成19年1月 船員中央労働委員会 会長 平成21年3月 国土交通省交通政策審議会委員(現任) 平成21年6月 株式会社東芝 社外取締役(現任)	0口
3	田 村 誠 邦 (昭和29年5月13日生)	昭和52年4月 三井建設株式会社 入社 昭和61年10月 株式会社シグマ開発計画研究所 入社 平成2年9月 同社 取締役 平成9年4月 株式会社アークブレイン 代表取締役(現任) 平成18年2月 本投資法人 監督役員(現任) 平成20年6月 学校法人上野学園 監事(現任) 平成21年5月 株式会社エクスナレッジ 取締役(現任)	0口

注：上記監督役員候補者は、いずれも、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

## その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び規約第15条に定める「みなし賛成」の定めは適用されません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー 49階  
「六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール」  
TEL 03-6406-6220 (代表)  
資産運用会社：TEL 03-6406-9300 (代表)  
(森ビル・インベストメントマネジメント株式会社)



### <交通のご案内>

- 地下鉄日比谷線六本木駅より1C出口 徒歩3分 (コンコースにて直結)
- 地下鉄大江戸線六本木駅より3番出口 徒歩6分

(注) **会場最寄駅 日比谷線六本木駅**

六本木ヒルズ地上2階の六本木アカデミーヒルズ入口からお入りください。

お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。